

第 部門

混合交通下における自転車利用者の意識と行動についての一考察

近畿大学大学院総合理工学研究科 学生員 長洲 扶幹
 近畿大学理工学部 非会員 石井 琢也
 兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所 正会員 柳原 崇男
 近畿大学理工学部 フェロー 三星 昭宏

1. はじめに

自転車は、誰でも手軽に利用できる交通手段として、多くの人に利用されている。また、健康増進や環境負荷を軽減する乗り物として注目されている。

しかし、近年、自転車による事故件数は横ばいになっているものの、自転車対歩行者の事故はここ10年で約4.8倍に増加している。自転車利用者にルールを遵守させるだけではなく、様々な交通が混在する中で、他者への配慮や自発的に安全行動ができるような新たな対策が必要不可欠となっている。

自転車の走行ルールが定められている法律として、道路交通法がある。しかし、すべての自転車利用者にルールが浸透しておらず、また自転車を歩行者の延長のような形で利用する人も多くルールに対する意識には個人差が生じている。同様に、危険行為の認識についても個人差があると考えられる。これらは遵守させる方法や自転車走行環境の整備、事故対策を考える上で重要になるとされる。

よって、本研究では走行ルールや危険行為についてアンケート調査を行い、他の交通と混在している状況での自転車利用者の意識・行動について把握することを目的とする。

2. 調査概要

本研究では、自転車事故率が比較的高い若年層を中心にアンケート調査を行った(表1)。

表 1 調査概要

調査時期	平成19年11月22日～12月24日
調査方法	アンケート調査
回収数	308部
平均年齢	23.4歳
項目	・個人属性 ・運転免許所有の有無 ・自転車走行時のルールについて ・危険行為について ・道路交通法についてなど

ルールについては、「歩行者専用道路の標識」、「一時

停止の標識」、「車道の左側通行」、「夜間の灯火」、「2台以上の並進禁止」、「踏切での一時停止」、「横断歩道の渡り方」、「自転車横断帯付き横断歩道の渡り方」の8項目について、認知度と行動を調査した。

危険行為については、「過度なスピードで走行」、「2人乗り」、「2台以上で並進」、「携帯電話を使用しながら走行」、「ヘッドホンをしながら走行」、「傘をさしながら走行」、「ベルを鳴らして無理やりどかせる」、「無灯火で走行」、「信号無視」の9項目について、それぞれ「危険だと思うか」と「経験したことがあるか」について調査した。道路交通法で定まっているもの以外に、一般的にマナーとして考えられているものも含んでいる。

3. 調査結果

3-1. ルールの認知度

各ルールの認知度を図1に示す。このうち、「夜間の灯火」と「2台以上の並進禁止」以外は、運転免許を持っている人の方が、認知度が高い結果になった。

さらに、「横断歩道の渡り方」については、運転免許所持者の約6割、所持していない人の約8割が正しいルールを知らない結果となり、8項目の中で一番認

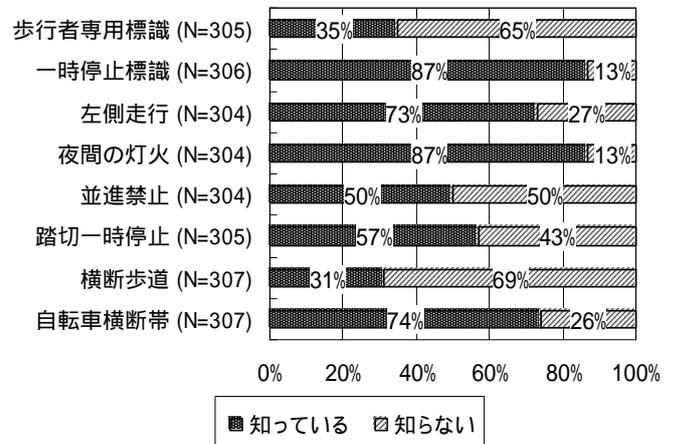


図 1 ルールの認知度

3-2. ルールの遵守

ルールを知っている人が、各ルールを遵守しているかについて図 2 に示す。ルールを守ることによって、どちらかという自身の安全につながるルールほど守られており、他の交通への安全につながるものはあまり守られていないという結果になった。

「自転車横断帯付横断歩道の渡り方」については、ルールを守るのに自転車に乗ったまま通行でき、手間がかからないことが理由と考えられる。

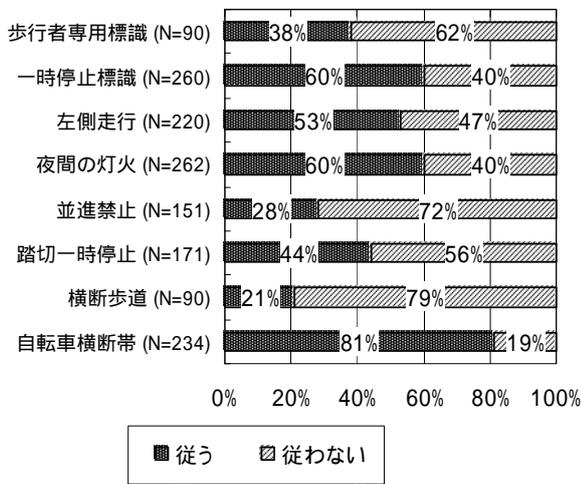


図-2 ルールの遵守

3-3. ルールを知らない人の行動

自転車のルールを知らない人でも、なんらかの意識によって結果的にルール通り走行している人について調査した。8項目のうち、ルール通りの走行を行っている人が見られたものを図 3 に示す。

「夜間の灯火」については、ほとんどの自転車にライトが取り付けられていること、自転車を含めた周りの交通が点灯しているからの判断、自身への安全につながるという理由から、灯火していると考えられる。

「自転車横断帯付き横断歩道の渡り方」については、横断区分を自転車マークといったペイントで明確に表示しているため、自転車利用者を自転車横断帯に導きやすくなっていると考えられる。

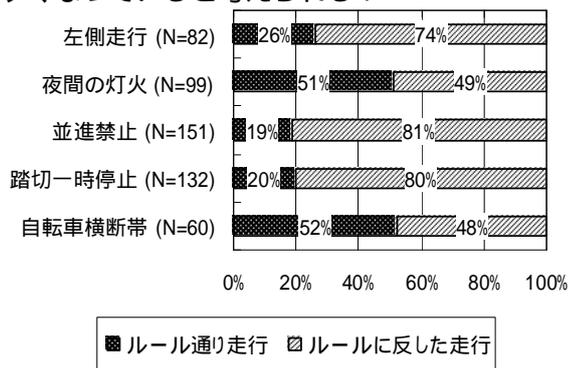
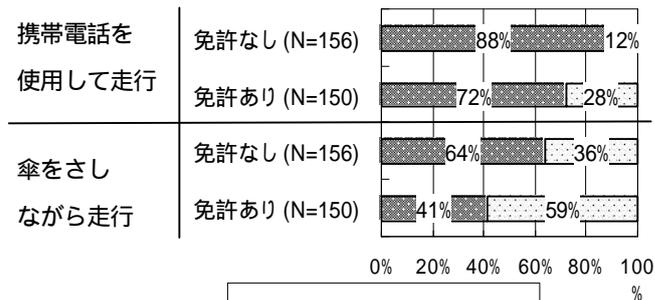


図-3 ルールを知らない人の行動

3-4. 危険行為

危険行為については、危険性を認識していても危険行為を行っていることが多いという結果となった。

また、運転免許の有無で危険行為の経験に差があるかについては、「携帯電話を使用しながら走行」と「傘をさしながら走行」にのみ統計的有意差が見られた(図 4)。この2項目は新たに禁止・注意事項となる項目である。これは、免許所持者が自転車以外の車両からの視点で、片手運転になることの危険性や注意力の低下を認識しているのではないかと考えられる。この2項目以外に教則改正により新たに禁止・注意事項となる項目である、「ヘッドホンをしながら走行」と「むやみにベルを鳴らす」についても、今後は危険行為としての認識が広まると考えられる。



	χ^2 値	自由度	判定
携帯電話使用運転	16.348	1	p<0.01
傘さし運転	13.146	1	p<0.01

図-4 運転免許の有無と危険行為の経験

4. まとめ

運転免許所持者でも、ルールによっては認知していない人が多いものがあるという実態が明らかとなった。また、危険性を認識していても危険行為を行っている人が多かった。以上より、運転免許取得時や更新時の講習、また安全教育等で自転車利用時の他者への配慮や、様々な交通が混在している上での危険行動に対する意識の改善が必要であると考えられる。

一方、ルールを知らなくても自身の判断によりルール通り走行しているものもあった。よって、講習や安全教育などのルール周知の対策以外に、ペイント等でルールや走行方法をわかりやすくしたり、他交通との混在による危険性を認識させたりすることで、ルールの浸透や正しい走行に導くことができると考える。

参考文献

1) 吉田伸一：自転車事故の現状と、自転車運転者の人的要因の分析，交通工学 Vol.40 No.5, Page11-19, 2005